

クラブ室使用について

- 1 学生会及びクラブ連合会は、毎年6月1日から10日までの間にその年度の各クラブ室割当て表を、事務部、学生部（以下「関係部」という）に提出する。各クラブは関係部の許可を得た後、クラブ室の使用を開始する。
- 2 同好会に対しては、余裕のある場合にのみクラブ室の使用を認める。
- 3 クラブ室使用者は、常に戸締り、消灯及び火気取り締まりに留意する。
- 4 クラブ室における飲酒・喫煙は禁止する。
- 5 クラブ室の使用時間は、次のとおりとする。
 - (1) 自由に使える時間帯
平日 8時30分から21時まで
- 6 冬期に暖房を必要とする場合には、その都度関係部と協議する。
- 7 クラブ室本来の目的に反する方法等で使用された場合及びこれらの条項に違反する場合には、クラブ室の使用を禁止することがある。
- 8 学内状況の変化によるこれらの条項の変更は、関係者の協議により行うことができる。